

## 誓約書

年 月 日

●株式会社 御中

(住所)

(氏名)

印

私は貴社に対し、下記事項を誓約いたします。

### 記

- 1 出入国管理及び難民認定法を遵守すること
- 2 貴社における就労に限らず、資格外活動を行うにあたっては、出入国在留管理局から付されている資格外活動許可の条件（1週について28時間以内（留学の在留資格をもって在留する者については、在籍する教育機関が学則で定める長期休業期間にあるときは、1日について8時間以内）の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律2条1項に規定する風俗営業、同条6項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条11項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条7項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条8項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条9項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものを除き、留学の在留資格をもって在留する者については教育機関に在籍している間に行うものに限る。))を厳守すること
- 3 教育機関を除籍、退学、中退、休学等したときは、貴社に対し、その旨を直ちに通知すること

- 4 貴社における就労以外の全ての資格外活動(就労活動)について、その各就労先(雇用契約に限らず、業務委託契約等を締結している機関を含む。)に係る名称・連絡先、従事している業務内容及び1週の稼働時間合計を、毎週、貴社に報告すること
- 5 出入国在留管理局から在留資格の変更許可を受けたときは、貴社に対し、当該変更後の在留資格及び付与された在留期間を、旅券の写し及び在留カードの写しを添付して速やかに通知すること
- 6 出入国在留管理局から在留期間の更新許可を受けたときは、貴社に対し、その旨及び付与された在留期間を、旅券の写し及び在留カードの写しを添付して速やかに通知すること
- 7 入国在留管理局から資格外活動許可を取り消されたときは、貴社に対し、その旨を、旅券の写し及び在留カードの写しを添付して直ちに通知すること
- 8 出入国管理及び難民認定法によって資格外活動を行うことが認められる在留資格を喪失したときは、貴社に対し、その旨を、旅券の写し及び在留カードの写し等を添付して直ちに通知すること